

令和8年度 入園のてびき

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2 別館2階

松山市こども家庭部 保育・幼稚園課

TEL (089) 948-6882・948-6951

2・3号

1. 入園の申込受付について

	令和8年4月1日入園の場合	年度途中入園の場合（毎月1日付入園）
申込時期	令和7年11月21日（金） ～12月12日（金）	入園希望月の2か月前の <u>25日</u> まで （日曜、祝日の場合はその前日） 例：令和8年10月入園希望の場合 →令和8年8月25日が申込締切 令和9年2・3月の入園申し込みは、 令和8年12月11日（金）までです。
受付場所 （※1） 受付時間	次のいずれかで受付しています。 ●保育所・認定こども園・地域型保育事業所（施設一覧はP.11参照） ●保育・幼稚園課 窓口（市役所 別館2階）（※2） 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時	
結果発送 （※3）	2月下旬発送予定 ※発送日は決まり次第、市ホームページで公開。	入園希望月の前月10日頃発送予定 （土日祝日の場合は翌開庁日）

※1. 松山市以外に在住されている方で、松山市内の施設へ入園を希望される場合は、お住まいの自治体の窓口へご相談ください。
認定こども園・地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）へ入園希望の方は、希望する施設へ申請書をご提出ください。

※2. 令和7年11月27日（木）、12月4日（木）、12月11日（木）は、19時まで受付時間を延長します。

※3. 入園選考の結果については、市から文書で通知します。
発送日及び入園選考の結果のお問い合わせには、電話や窓口でお答えできません。
希望施設に空きがなく、入園保留となった場合の保留通知は、初回審査後に一度だけ送付します。その後、入園可能になった月に改めて承諾通知を発送いたします。

育児休業から復職する予定の方へ

令和8年度途中の入園予約について（※1）

松山市では、年度途中に育児休業から復帰する方を対象に入園予約制度を導入しています。

対 象 者 (※2)	・入園予約を希望する児童及びその保護者が、「申し込み時」及び「入園希望月の初日」に松山市に住民登録があり、現に在住していること。 ・保護者が、法律に定める育児休業取得後に、休業前の職場へ入園希望月中に復帰することが確実であること。 ・家族経営で雇用されている場合でも、適用できる場合があります。
入園予約 可 能 日	育児休業が終了し、復職する月の初日（令和8年5月～令和9年3月） （希望する施設の入園できる年齢を満たしている必要があります。）
実施施設 (※3)	松山市保育・幼稚園課ホームページで公開します。
必要書類 (※4)	・「入園申し込みに必要な書類」一式（P.6参照） ・「入園予約申込書兼同意書」
受付期間 受付場所 (※5)	令和7年11月21日（金）～12月12日（金） 保育・幼稚園課 窓口（市役所 別館2階） 月曜日～金曜日（祝日は除く） 8時30分～17時
仮利用決定通知 (※6)	2月下旬 発送予定

※1. 予約による入所可能数は若干名であるため、申請者全員が予約できるとは限りません。

※2. 入園希望月までに保育所等を利用している方は対象外です。

事業所内保育事業所の従業員枠は入園予約の対象外です。

※3. 第2希望まで申し込みができます。

※4. 復職予定日が入園希望月中となっている就労証明書の添付が必要です。

「入園予約申込書兼同意書」については、保育・幼稚園課でのみ用意しており、申し込みに来られた時にご記入いただきます。

※5. 令和7年11月27日（木）、12月4日（木）、12月11日（木）は、19時まで受付時間を延長します。

※6. 「利用決定通知」は利用開始月の前月10日頃に送付します。

このてびきは、2号・3号認定を希望する方へのご案内です。
1号認定を希望の方は、施設へ直接お問い合わせください。

■保育所／認定こども園／地域型保育事業所等について

家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって児童を預かって保育する施設です。

■見学について

入園申し込みにあたり、保育内容やアレルギー対応、利用料等の実費負担が施設によって異なりますので、事前の見学をお願いします。

■お子様の発達状況について

発達やアレルギー等が気になる子ども、医療的ケアが必要な子どもの入園申し込みについては、希望施設へあらかじめご相談ください。

■入所可能数について

毎月15日に翌々月の入所可能数を松山市保育・幼稚園課のホームページで公表します。
※2月・3月・4月については公表しておりません。

■入園の選考について

入園の選考については、保育を必要とする優先度を踏まえ、世帯の状況や就労状況等について入所選考基準（項目については松山市保育・幼稚園課ホームページで公表）により点数の高い子どもから入園決定します。

受入可能数を超える申し込みがあった場合、希望の保育所等に入園できないことがあります。

2. 認定について

認定申請に基づき市が認定区分を決定し、「支給認定証」を交付します。

年 齢	認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
3～5 歳児	1号認定	教育を希望する子ども	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
	2号認定	保育の必要な子ども	保育所 認定こども園（保育所機能部分）
0～2 歳児	3号認定	保育の必要な子ども	保育所 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業所 （小規模保育、事業所内保育等）

3. 入園できる子ども・保育必要量の区分

保育の 必要な 事由	保育必要量の区分	状況等
就労	月平均就労時間 120 時間以上…標準時間 120 時間未満…短時間(※ 1)	1 か月に 64 時間以上 の就労 (64 時間未満の場合、「求職活動」の扱い)
妊娠 出産	標準時間	・妊娠中または出産後である ・出産予定月をはさんで <u>産前、産後各 2 か月の合計 5 か月</u> (※ 2)
疾病 障がい	標準時間	保護者が病気やケガ、心身に障がいをする
介護 看護	看護状況等により判定	長期にわたり病人や心身障がい者の看護にあたっている
災害復旧	標準時間	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧にあたっている
求職活動	短時間	求職活動をしている (<u>最長で3か月間</u> のみ)
就学	就学時間により判定	学校に在学または職業訓練等を受けている 保護者の卒業・就学期間終了月の月末まで在園可能
虐待 DV	標準時間	虐待や DV のおそれがある
その他	事由により判定	市長が認める上記事由に類する状態にある場合

※ 1. 就労事由による入園で月平均就労時間 120 時間未満であっても、勤務時間帯によっては標準時間認定となる場合があります。
詳しくは、保育・幼稚園課へお問い合わせください。

※ 2. 実際の出産が出産予定月より前の月になった場合は、期間が変更となります。
入園希望月の初日時点で就労している（産前産後休業期間中でない）場合、保育の必要な事由を「就労」とすることもできます。
期間満了後も引き続き保育所へ通う必要がある場合は、異なる事由で改めて申し込みが必要となります。
出産予定月の 3 か月以前に、就労事由（求職活動不可）で入園申し込みをしている場合や入園申し込み結果が「保留」となり、入所を待っている間に妊娠がわかり、出産月を挟んで前後 2 か月の間に入園が決定した場合も、入園事由は「就労」となります。

保育必要量のイメージ



- 「保育標準時間」認定の方でも、「保育短時間」を希望される場合は、保育・幼稚園課までご相談ください。
- 就労状況に変更があった場合の保育必要量は、原則、各種証明書が提出された日の翌月から変更になります。(月途中で保育必要量を変更することはできません。)

■育児休業について

【申請児童の注意点】

- 保護者が育児休業を取得している場合、その期間中は入園できません。
入園する月の末日までに職場復帰することを条件に、入園の申し込みができます。
(入園決定となっても、入園月の末日までに休業前の職場に復帰することができなければ、入園取消しとなる場合があります。)
- 乳児保育園や地域型保育事業所といった保育の実施年齢に制限がある施設を3月末に卒園する場合は、4月申し込みについてのみ、育児休業中の申し込みも可能です。

【在園児童の注意点】

- 育児休業中は転園申し込みすることはできません。
- 育児休業に係る子どもが満1歳に達する月の末日まで在園可能です。ただし育児休業に係る子どもが満1歳になる月の入園審査結果が保留となり、やむを得ず育児休業を延長し、延長したことが分かる証明書が提出された場合は、最長で該当年度末まで在園可能です。
- 在園児が翌年度小学校に入学する場合は当該年度末まで在園可能です。
- 育児休業中に退職された場合は退園になります。
なお、育児休業取得時に、既に上の子どもが就労理由で保育施設に入園しており、**出産予定月をはさんで、産前、産後各2か月の合計5か月の間に退職した場合は、産後2か月で退園となります。**その後も入園を希望される場合は**再度の申し込みが必要です。**(産後3か月までの期間から仕事を開始する場合で、就労証明書を産後1か月の月末までに提出された場合を除く。)申し込み後、入園選考を経てからの再入園となりますので、これまでの保育所等を継続的に利用できるとは限りません。
- 入園後に育児休業を取得する場合は、育児休業開始月の翌月から(育児休業開始日が月初日なら、その月から)復職月の前月末まで、「保育短時間」となります。

4. 「入園申し込みに必要な書類」について

■教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

入園を希望する子ども 1 人につき 1 枚必要

■入園資格決定書類

保育が必要なことを証明する書類。

保護者及び同住所の親族（65歳未満の祖父母等）全員分の提出が必要

■マイナンバー記入用紙、番号確認書類等

兄弟姉妹で同時に申し込む場合は、1 枚でかまいません。

保育の必要な事由		入園資格決定書類
就 労	会社勤務 パート等	■就労証明書 (勤務先または支店、派遣先等の事務所が作成したもの)
	自営業 農漁業等	■自営業申立書 (株式会社・有限会社等の場合は、就労証明書を提出してください。) ■自営業等を行っていることが証明できる書類
妊娠、出産		■母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページの写し)
疾病 障がい		■次のいずれかを提出 ・診断書の写し ・障がいのあることが確認できるもの (精神障害者手帳の写し、障害基礎年金証書の写し等)
介護 看護		■申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ■診断書の写し 被介護者・被看護者が、身体障害者手帳等をお持ちであれば、 診断書の写しに代えられる場合があります。
災害復旧		■申立書(保育が必要な状態について、詳しくお書きください。) ■罹災証明がある場合は証明等
求職活動		■就労・内職・自営予定書 ■求職中である証明書 ハローワーク受付票の写し、または求職活動の状況が分かる申立書 入園後、3 か月以内に必ず就労開始し、就労証明書を提出してください。
就学		■在学証明書 ■カリキュラム表(在学期間が分かる書類を添付してください。)
虐待、DV		■配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書等
その他		■市長が必要と認める書類

■注意事項

- 不足書類がある場合は、正確な入園選考ができないため減点になります。
- 入園申し込み後、ご家庭の状況に変化があった場合は保育・幼稚園課へご連絡ください。
(例：勤務先が決まった、育児休業期間を延長させた、一時預かり等を利用し始めた 等)
- 「入園資格決定書類」は、保護者と同居の親族（65 歳未満の祖父母等）全員分の提出が必要です。住民票上別世帯となっても、「同じ敷地内の別棟住宅」「二世帯住宅」等の場合は「同居」とみなします。生計が異なる場合は、生計が異なることを証明する書類（公共料金の領収書等）を提出してください。
- 証明書類は、申請日が属する月から遡って 3 か月以内のものに限ります。
ただし、3 か月以内の証明書でも内容に変更がある場合は、変更後の内容が記載されている証明書を再度取得し提出してください。なお、兄弟姉妹の同時申し込みの場合は、証明書類は各 1 部でかまいません。
(例) 令和 8 年 4 月入園を希望する方が、令和 7 年 12 月に申込書を提出する場合
→令和 7 年 9 月 1 日以降に発行された証明書が有効になります。

■該当する方のみ必要な提出書類

- 戸籍謄本の写し
ひとり親世帯の方で、所得制限により、児童扶養手当受給者証またはひとり親家庭医療費受給者証を受給していない場合は、提出が必要です。
- 障がいのあることが確認できるものの写し
世帯に在宅障がい児（者）がいる場合は、障がいのあることが確認できるものの写し（精神障害者手帳の写し、障害基礎年金証書の写し等）の提出が必要です。
- 税関係書類について
海外赴任等により日本での課税がない場合は、令和 6 年中（9 月～翌 3 月の保育料は令和 7 年中）の 1 月から 12 月までの国外・国内での収入額が分かる書類（例：会社発行の給与支払証明書、給与明細等）を提出してください。（外国語で記載されている証明書類については、和訳文も要添付。）

■市民税が未申告の方

- 市民税額が確定していない方は税務署または市民税課へ申告を行ってください。
ただし、収入がなかった方が配偶者控除の対象になっている場合など、手続きが不要になる場合があります。
- 課税対象年中に収入がなかった方は、その旨を下記までお知らせください。

市民税課 TEL (089) 948-6291~6292、6295~6298

5. 保育料について

■ 2号認定子どもの保育料の無償化について

2号認定子どもの保育料は、令和元年10月より、保護者の負担から公的負担に代わり無償化されています。

給食費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは別途必要です。

負担額については希望施設でご確認ください。

2号認定でも、令和8年4月1日以降、年度途中で3歳になり、2号認定子どもとなる場合は令和8年度中の保育料はかかります。

■ 3号認定子どもの利用者負担額（保育料）／月額

令和8年4月1日時点で3歳未満の子どもの保育料（令和5年4月2日以降に生まれた方が対象）

通園送迎費、行事費、延長保育料などは別途必要です。

負担額については希望施設でご確認ください。

階層区分	世帯の課税状況	保育標準時間の 場合	保育短時間の 場合
A	生活保護世帯	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円
C1	市民税均等割世帯	15,000円	14,700円
C2	市民税所得割 56,000円未満	17,500円	17,200円
C3	市民税所得割 63,000円未満	21,000円	20,600円
C4	市民税所得割 74,000円未満	25,000円	24,600円
C5	市民税所得割 111,000円未満	29,000円	28,500円
C6	市民税所得割 119,000円未満	34,000円	33,400円
C7	市民税所得割 164,000円未満	38,500円	37,800円
C8	市民税所得割 201,000円未満	44,000円	43,300円
C9	市民税所得割 210,000円未満	52,000円	51,100円
C10	市民税所得割 342,000円未満	54,000円	53,100円
C11	市民税所得割 342,000円以上	57,000円	56,000円

※市民税所得割額が不明の場合は、以下までお問い合わせください。

市民税課

TEL (089) 948-6291~6292、6295~6298

■保育料の軽減措置について

【ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯等に対する減免（すべての子ども）】

対象世帯の階層区分	減免措置
・C1 から C4 階層の世帯 ・C5 階層の世帯のうち、市民税所得割が 77,101 円未満の世帯 ※C5 階層は、市民税所得割が 74,000 円以上 111,000 円未満の世帯を指すため、同じ C5 階層でも免除に該当する世帯と該当しない世帯が存在します。	第 1 子→5,500 円 第 2 子以降→無料

【多子世帯に対する減免】

対象世帯の階層区分	第〇子に数える対象	減免措置
・C1 から C2 階層の世帯 ・C3 階層の世帯のうち市民税所得割が 57,700 円未満の世帯	すべての子ども	最年長の子どもから順番に数えて
・C3 階層の世帯のうち市民税所得割が 57,700 円以上の世帯 ・C4 から C11 階層の世帯	小学校就学前で特定教育・保育施設等および保育料軽減措置に該当する施設を同時に利用する子ども	第 2 子 → 半額 第 3 子以降→無料

【C3（市民税所得割額 57,700 円以上）～C11 階層について】

- *18 歳未満の児童が 3 人以上の世帯では、同居の有無を問わず、3 人目以降の 3 歳未満を半額とします。
- *小学校就学前の範囲では第 2 子に該当する場合、両方の減免が適用となり、1/4 額になります。
- *兄、姉が保育料軽減措置の対象となる施設に通園されている場合は、下の子の入園日以降に発行された在園証明書をご提出いただくと、保育料軽減措置に該当する場合があります。

■副食費（おかず・おやつ等の費用）が免除される世帯

次の【所得要件】または、【第 3 子要件】のどちらかに該当する子どもが対象です。

【所得要件】

- ・世帯の市民税所得割額が以下の範囲か？

【第 3 子要件】

- ・第 3 子以降の子どもか？

認定区分	世帯の市民税所得割額	認定区分	第 3 子の数え方
1 号認定	77,101 円未満	1 号認定	小学 3 年生までの範囲でカウント
2・3 号認定	57,700 円未満 (ひとり親世帯等の場合は 77,101 円未満)	2・3 号認定	小学校就学前までの範囲でカウント

■保育料決定について

- 保育料は、子どもの当該年度4月初日時点の年齢及び前年度の世帯の市民税額をもとに毎年4月に決定し、当年度の世帯の市民税額をもとに9月に切り替えます。年度途中に入園する場合も同様です。
- 対象年度の市民税額が未確定（未申告・税関係書類が未提出等）の場合、税額が確定するまでの間、最高額の保育料で仮決定します。
- 税額の再調査により税額が変更になった場合は、対象月に遡って保育料を変更し、追徴や還付の対象となる場合があります。

【市民税額対象年度のイメージ】											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく					当年度の市民税額に基づく						

切り替え

■父母以外で、「家計の主宰者」がいる世帯の保育料決定について

- 生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している親族（祖父母、18歳以上の子ども）がいる場合、最多納税者を「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。
- 祖父母等が、児童またはその親を、税法上の扶養または健康保険上の扶養に入れている場合、別居の祖父母等であっても、「家計の主宰者」と認定し、父母とその認定された家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。

■1か月の保育料について

- 保育料は月単位で決定しますので、日割り計算は行いません。
月初日に在籍した場合、月の途中で退園、欠席しても1か月分の保育料はかかります。
- 保育料は園の運営に必要です。毎月指定する期日までに必ず納付してください。
- 保育料を滞納した場合は、入園選考に影響します。（過去滞納分、兄弟姉妹分も含む）

■保育料の滞納について

督促や催告を行っても、お支払いや納付相談に応じていただけない場合等、法の定めに基づき、財産（預金、保険、給与等）を差押え、滞納保育料に充てる場合があります。

6. オンライン申請について

入園に関する手続きの一部がオンライン申請できます。

- 政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」にアクセス
トップページ→「愛媛県・松山市」→「この条件で検索」→該当する手続きを選択
- ぴったりサービスを利用するためには、パソコン（インターネット接続が可能なもの）とカードリーダー（マイナンバーカード対応のもの）、または、スマートフォン（マイナンバーカード対応のもの）が必要です。
- ぴったりサービスに関するお問い合わせはこちらから。

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/inquiryTop/init>



7. 認可保育施設一覧



こちらのリンクからホームページにあるPDF ファイルにアクセスすることができます。ご参照ください。

下記リンクから各認可保育施設へアクセスし、詳細情報を確認できます。ご参照ください。



保育所



認定こども園



地域型保育

8. その他

■ならし保育について

ならし保育とは、保育所等を利用する子どもが、新しい環境での生活に慣れるまで、通常の時間より短い時間で保育を始めることです。入所日からの開始となりますので、ならし保育の実施期間や利用時間については、入所決定後利用施設とご相談ください。なお、このならし保育の期間も通常の利用者負担額（保育料）等をお支払いいただきます。

■延長保育について

保護者の就労時間等の事情により、保育時間を延長できる保育所等があります。

詳しくは、実施保育所等にお問い合わせください。

別途、延長保育料が必要です。（保育料無償化の対象児童でも、延長保育料はかかります。）

■休日保育について

日曜、祝祭日等も保育を必要としている子どもの保育を実施している保育所等があります。利用希望の方は、実施保育所等にお問い合わせください。

■一時預かりについて

保育所等に在籍していない子どもで、原則1か月15日以内の利用ができます。

■病児・病後児保育について

利用するには、利用サイトから予約申請が必要です。

■地域保育所（認可外保育施設）について

各施設の保育内容や申込み方法、保育料等については、直接施設にお問い合わせください。



休日保育



一時預かり



病児・病後児保育



病児・病後児予約サイト



企業主導型



地域保育所

教育・保育給付認定申請書兼入園申込書の書き方

様式第2号(第6条関係)

令和8年度 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

(宛先)松山市長
子ども・子育て支援法第20条に基づく教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設等の入園について関係書類を添えて次のとおり申請し、支給認定証の交付を希望します。なお、保育料の決定に必要な関係書類は毎年度提出します。また、保育料の決定に必要な関係書類は毎年度提出します。また、保育料の決定に必要な関係書類は毎年度提出します。

保護者
氏名 松山 康二
電話番号 (自宅) 089 - 9999 - 0123
(携帯) 090 - 1111 - 1111
(母) 080 - 2222 - 2222
マイナンバー

記入日 令和 年 月 日

入園の前年1月1日の住所 (松山市以外の方のみ記入) (都・道・府・県) (市・区・町・村)

氏名	生年月日	性別	勤務先(職業)又は学校名等	市 民 税
本人 松山 祐大	6年10月21日 入園希望年度の4月1日現在の年齢 (1)才	男	陸上自衛隊	均等割 所得割
父 松山 康二	6年6月21日	男	陸上自衛隊	
母 松山 美桜	6年6月27日	女	〇〇派遣	
兄弟 松山 太郎	45年2月16日	男	〇〇工務店	
兄弟 松山 花子	45年3月15日	女	〇〇工務店	
兄弟 松山 花子	年 月 日	男・女		
兄弟 松山 花子	年 月 日	男・女		

希望する施設名等

希望する施設名等	希望する理由(該当する番号に○を付けてください。複数可)
第1希望 〇〇保育園	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通園経路 4. 兄弟姉妹入所中 5. その他()
第2希望 認定こども園〇〇幼稚園	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通園経路 4. 兄弟姉妹入所中 5. その他()
第3希望 認定こども園〇〇幼稚園	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通園経路 4. 兄弟姉妹入所中 5. その他()
第4希望 〇〇幼稚園	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通園経路 4. 兄弟姉妹入所中 5. その他()
第5希望 〇〇幼稚園	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い 3. 通園経路 4. 兄弟姉妹入所中 5. その他()

利用を希望する期間等

①. 令和8年4月1日から
②. 令和 年 月 日まで

保育を必要とする理由(該当する番号に○を付けてください。)

①. 就労 2. 妊娠・出産 3. 保護者の疾病・障がい 4. 親族の介護又は看護
5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. 虐待・配偶者からの暴力
9. その他()

生活保護の適用 (有・無・申請中)

裏面あり →

1. 保護者は、父・母どちらでもかまいません。電話番号は両親ともに記入ください。マイナンバーは、別紙「マイナンバー記入用紙」に記入してください。松山市に転入の方は、入園前年1月1日の住所を必ず記入してください。
2. 申込児童と同じ住所に住んでいる親族全員について記入してください。※父母は別居でも必ず記入してください。住民票上、別世帯となっても「同じ敷地内の別棟住宅」「二世帯住宅」等の場合は「同居」とみなします。
3. 松山市保育・幼稚園課のホームページより、承諾となれば実際に通園できる施設を希望順に記入してください。(第2希望以降は、希望がある場合にご記入ください。必ずしも第5希望まで埋める必要はありません。)
4. 保育の必要性が継続していることを前提に、最長で小学校入学まで利用できます。ただし、乳児保育所及び地域型保育事業所に入園が決まった場合は、最長で3歳となった年度の末日まで在園となります。

父母の状況(就労の場合)

祖父母の状況(死亡・離別等についても氏名欄に死別・離別と必ず記入してください。)

世帯の状況

対象となる子どもの状況

① 家にいる(保育をしている人) 続柄 母

- 7

マイナンバー記入用紙

教育・保育給付認定の申請に関して、番号確認書類等とともに、マイナンバーを提出します。

1. 申請(届出)に係る子ども

氏 名
① 松山 勇太
氏 名
②

(のりしろ)

上記申請(届出)に係る子どもの
生年月日・マイナン
バー

生年月日	マイナンバー
① 令和5年 10月 30日	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
生年月日	②

「教育・保育給付認定申請書兼入園申込書」の
保護者欄に記入した保護者をご記入ください。

2. 申請(届出)を行う保護者(番号確認)

氏 名	生年月日	マイナンバー
松山 玄子	平成2年 12月 17日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

3. 上記以外の保護者

氏 名	生年月日
松山 海人	平成4年 4月 3日

※ 2の申請(届出)を行う保護者は、下記に番号確認
※同居・別居を問わずご記入ください。

2. 申請(届出)を行う保護者の
本人確認書類の写し等の両面を印刷し
並べて貼り付けてください。

(谷折り)

貼付

申請(届出)

◆ 次の
・マイナ
・通知力
(住所)
・マイナ



不可)

貼付

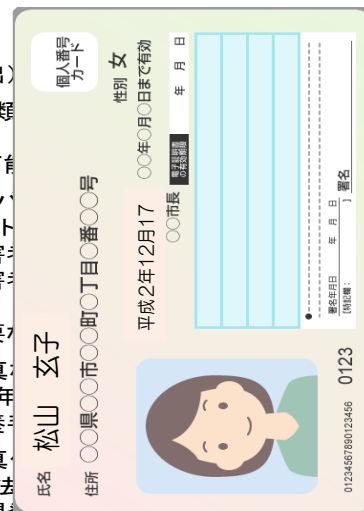
申請(届出)

※ 下記書類

◆ 1点で可
・マイナン
・パスポ
・身体障
・精神障

◆ 2点必要

(A: 顔写真
・保険証・年
・児童扶養
(B: 顔写真
・学生証・法
・公的機関発行の資格証明書



書等

保護者は、単身赴任や離婚予定等の理由で同居していない場合も記入してください。
ただし、虐待、DV等の理由で同居していない場合は記入不要です。





幸せになろう。

松山市

MATSUYAMA CITY

保育・幼稚園相談窓口では、専任の保育士が
認定こども園や幼稚園、保育所などの施設選びのお手伝いや、
地域の子育て支援について、各種情報をご案内しています。
お気軽にご相談ください！



松山市福祉・子育て相談窓口

住 所 松山市二番町四丁目7番地2 別館1階

TEL (089)-948-6774

開所日 毎週月曜日～金曜日（祝日と年末年始除く）

時 間 8:30～17:00

久米保育園地域子育て支援センター内 子育て相談窓口

住 所 松山市鷹子町4-4

TEL (089)-975-1007

開所日 毎週月曜日～金曜日（祝日と年末年始除く）

時 間 8:30～17:00